

報告第17号

専決処分の報告について（第10号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年11月25日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決第14号

専決処分書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年10月14日

つくばみらい市長 小田川 浩 

- 1 事故発生日時 令和4年9月15日 午前12時00分頃
- 2 事故発生場所 常総市新井木町102番地3
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 公用車から降りる際に、公用車の運転席のドアを接触させ、
損傷を与えた。
- 5 損害賠償額 97,537円
- 6 市の過失割合 100%